

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十六号

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する

条例

(奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例(令和五年三月奈良県条例第三十八号)第六条第三項の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって地域デジタル社会の構築(同条例第二条第一号に規定する地域デジタル社会の構築をいう。以下同じ。)に寄与することを目的とする。

第二条第四号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第十条を第十五条とする。

第九条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「県の機関等が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の下に「県の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これを」を「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、」に改め、同条を第十四条とする。

第七条及び第八条を削る。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(適用除外)

第九条 次に掲げる手続等については、第五条から前条までの規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、対面によらなければ申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを確認できないこと、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- 二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第十条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときには、添付することを要しない。

(電子情報処理組織を使用する方法の利用促進)

第十一条 県の機関等は、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素

化及び効率化を実現するため、手続等において電子情報処理組織を使用する方法を標準的な方法とするとともに、手続等における電子情報処理組織を使用する方法の利用を促進するための広報その他の必要な施策を講じなければならない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 県は、手続等において、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるように、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(民間事業者と県の機関等との連携等)

第十三条 手続等密接関連業務(手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続(契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。)が必要となる業務をいう。)を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織(民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る県の機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条を第七条とする。

第四条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の下に「規則で定める」を加え、「(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

う。）」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第四条を第六条とする。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の下に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して行わせる」を「第十三条を除き、以下同じ。」を使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合

において、県の機関等は、「を」「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「と
しているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方
法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の下に「電子情報処
理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個
人番号カードをいう。第十条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名
等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において奈良県収入証紙をも
つてすることその他の使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第一
項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料
の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する
方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもつてする
ことができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等
に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該
申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又
は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で
定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定
を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行わ
れた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項か
ら第五項までにおいて同じ。）」とする。

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（基本原則）

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を
書面等から電磁的記録へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の
活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活
動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の本県が直
面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、地域デジタル社会の構築に関す
る施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する県の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に

係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から県の機関等又は他の行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等（県の機関等を除く。）をいう。以下同じ。）に提供された情報については、県の機関等及び他の行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、県の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようになること。

（県の手続等に係る情報システムの整備等）

第四条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の活用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

別表を削る。

（奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該」を「申請等をする者は、書面等により行うことその他の当該申請等の方法が規定されている

他の」に改める。

第六条第一項中「処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該」を「県の機関等は、処分通知等については、書面等により行うことその他の当該処分通知等の方法が規定されている他の」に、「行うことができる」を「行わなければならない」に改める。

第七条第一項中「縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該」を「県の機関等は、縦覧等（申請等に基づく縦覧等を除く。以下この条において同じ。）については、書面等により縦覧等を行うことが規定されている他の」に、「行うことができる」を「行わなければならない」に改める。

第八条第一項中「作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該」を「県の機関等は、作成等については、書面等により行うことが規定されている他の」に、「行うことができる」を「行わなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、第一条の規定による改正後の奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第七条又は第八条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

- 3 奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ただし書ウ中「奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する条例」を「奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、同条第九号ただし書中「奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）」を「奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。